

議案第 2 号

倉吉都市計画区域内の特殊建築物(一般廃棄物処理
施設)の敷地の位置の承認について

令和 6 年 11 月 22 日

倉吉市都市計画審議会 会長

議案第 2 号

倉吉都市計画区域内の特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の 敷地の位置の承認

[内 容]

当該計画敷地は、倉吉都市計画区域に位置しています。

建築基準法第 51 条では、一般廃棄物処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設）の用途に供する建築物の敷地は、その敷地の位置が、都市計画で決定している場合、又は、特定行政庁（倉吉市）が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可を得なければならないと定められています。

審議内容は、既設事業所（リサイクル施設）の用途を変更して、一般廃棄物処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設）の用途に供することとなる建築物の敷地の位置が都市計画で決定していないため、事業者から建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可申請を受けたので、当該規定に基づき、本都市計画審議会で一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、ご審議いただくものです。

倉吉市小田地内_既設事業所（倉吉資源リサイクルKセンター）

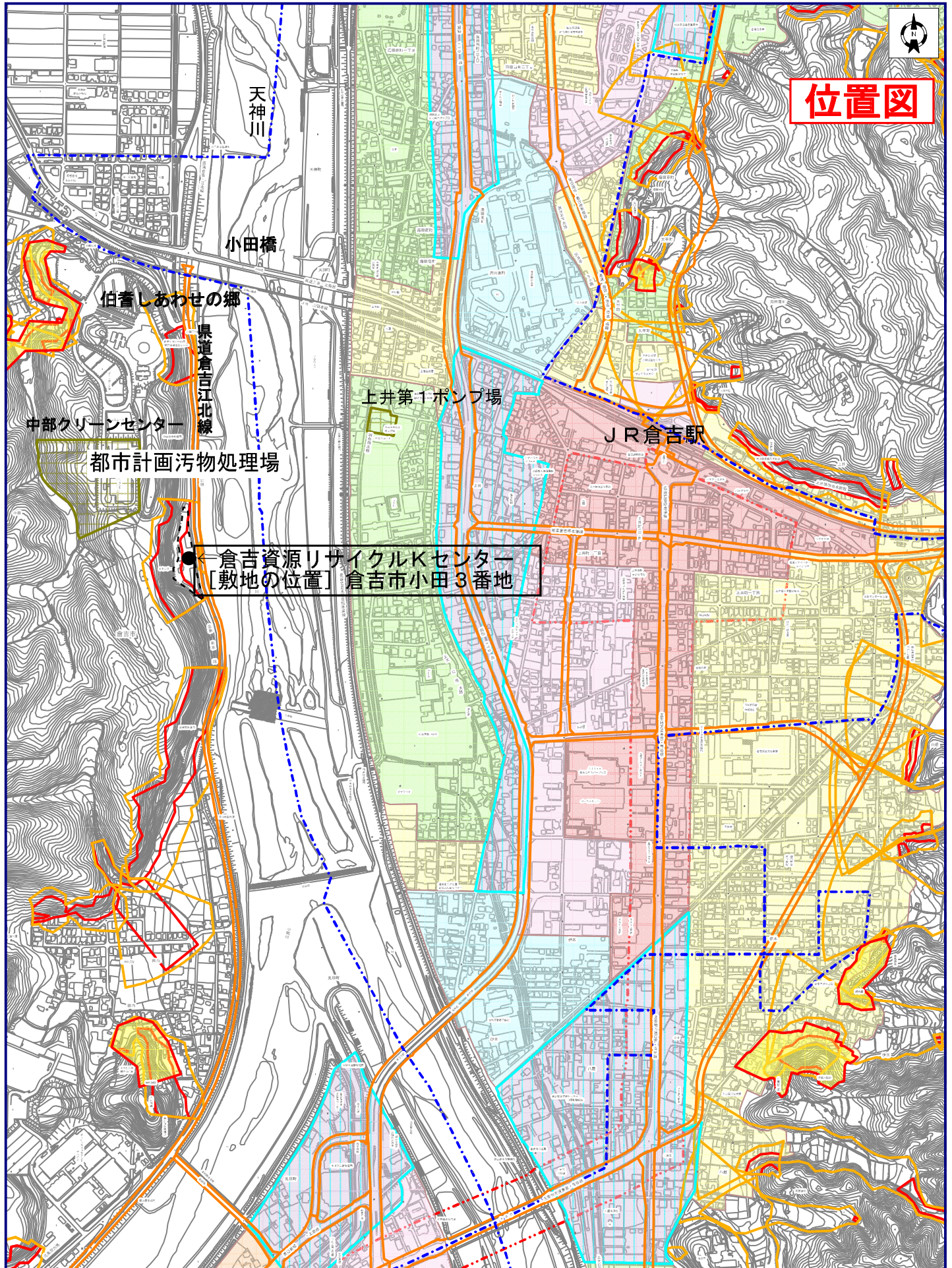
小田橋から撮影



【法 51 条ただし書許可申請の概要】

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）となる既設事業所の概要

事業内容 ・申請理由	既設のリサイクル施設では、有価買取した古紙、アルミ缶、スチール缶、古着（以下「古紙等」という。）及びペットボトルを圧縮梱包し、再生原料として販売している。 その既存施設で、あらたに産業廃棄物処分業、一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の廃掃法の許可を受けて、各企業等から排出される廃プラスチック類（産業廃棄物、一般廃棄物）について、リサイクル可能なものを圧縮梱包し、再生プラ原料として販売する事業を行うようにしている。 建築基準法第 51 条では、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設（処理能力 5 トン/日以上））の用途に供する建築物の敷地は、その敷地の位置が、都市計画で決定している場合、又は、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可を得なければならないと定められているため、既設事業所（リサイクル施設）の用途を変更し、その一般廃棄物処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設）の用途に供することとなる建築物の敷地の位置が、都市計画で決定していないことから、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を受けて計画するように申請するもの。				
申請者	鳥取県倉吉市小田字日ノ宮 3 番地 倉吉資源リサイクル事業協同組合 代表理事 春山 貞洙				
建築物 及びその敷地に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="387 1144 416 1384">敷地の概要</td><td data-bbox="416 1144 1398 1384"> [地名地番] 鳥取県倉吉市小田字日ノ宮 3 番地 [敷地面積] 4,559.00 m²（土地登記情報による） [区域、地域等] 都市計画区域内（用途地域指定なし） 土砂災害警戒区域、一部土砂災害特別警戒区域 </td></tr> <tr> <td data-bbox="387 1384 416 2011">建築物の概要</td><td data-bbox="416 1384 1398 2011"> [建築物の数] 既設 4 棟 <u>※今回の事業計画に伴う建築物の新設なし</u> [主要用途] 一般廃棄物処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第一項のごみ処理施設（一日当たりの処理能力が五トン以上）に該当。 [工事種別] 既設・用途変更 [既設 4 棟の概要] <u>※用途変更となる建築物は次の①②のみ</u> ①（B 棟・倉庫棟（原料仮置場））床面積 125.49 m²、鉄骨造平屋建て＋ （C 棟・南工場（古紙））床面積 450.00 m²、鉄骨造平屋建て ②（E 棟・管理事務所）床面積：66.50 m²、鉄骨造平屋建て ③（A 棟・事務所）床面積 94.60 m²、木造平屋建て ④（D 棟・北工場（金属））床面積 300.00 m²、鉄骨造平屋建て [主な設備] <u>※今回の事業計画に伴う設備の新設なし</u> （既設）圧縮梱包装置（ペーラー）*1 基、計量器、空缶プレス機 MP 型*1 基 </td></tr> </table>	敷地の概要	[地名地番] 鳥取県倉吉市小田字日ノ宮 3 番地 [敷地面積] 4,559.00 m²（土地登記情報による） [区域、地域等] 都市計画区域内（用途地域指定なし） 土砂災害警戒区域、一部土砂災害特別警戒区域	建築物の概要	[建築物の数] 既設 4 棟 <u>※今回の事業計画に伴う建築物の新設なし</u> [主要用途] 一般廃棄物処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第一項のごみ処理施設（一日当たりの処理能力が五トン以上）に該当。 [工事種別] 既設・用途変更 [既設 4 棟の概要] <u>※用途変更となる建築物は次の①②のみ</u> ①（B 棟・倉庫棟（原料仮置場））床面積 125.49 m²、鉄骨造平屋建て＋ （C 棟・南工場（古紙））床面積 450.00 m²、鉄骨造平屋建て ②（E 棟・管理事務所）床面積：66.50 m²、鉄骨造平屋建て ③（A 棟・事務所）床面積 94.60 m²、木造平屋建て ④（D 棟・北工場（金属））床面積 300.00 m²、鉄骨造平屋建て [主な設備] <u>※今回の事業計画に伴う設備の新設なし</u> （既設）圧縮梱包装置（ペーラー）*1 基、計量器、空缶プレス機 MP 型*1 基
敷地の概要	[地名地番] 鳥取県倉吉市小田字日ノ宮 3 番地 [敷地面積] 4,559.00 m²（土地登記情報による） [区域、地域等] 都市計画区域内（用途地域指定なし） 土砂災害警戒区域、一部土砂災害特別警戒区域				
建築物の概要	[建築物の数] 既設 4 棟 <u>※今回の事業計画に伴う建築物の新設なし</u> [主要用途] 一般廃棄物処理施設（処理能力 5 トン/日以上のごみ処理施設） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第一項のごみ処理施設（一日当たりの処理能力が五トン以上）に該当。 [工事種別] 既設・用途変更 [既設 4 棟の概要] <u>※用途変更となる建築物は次の①②のみ</u> ①（B 棟・倉庫棟（原料仮置場））床面積 125.49 m²、鉄骨造平屋建て＋ （C 棟・南工場（古紙））床面積 450.00 m²、鉄骨造平屋建て ②（E 棟・管理事務所）床面積：66.50 m²、鉄骨造平屋建て ③（A 棟・事務所）床面積 94.60 m²、木造平屋建て ④（D 棟・北工場（金属））床面積 300.00 m²、鉄骨造平屋建て [主な設備] <u>※今回の事業計画に伴う設備の新設なし</u> （既設）圧縮梱包装置（ペーラー）*1 基、計量器、空缶プレス機 MP 型*1 基				
備考	※B・C 棟は同一棟のため、建築基準法上の棟数は 1 棟で扱う。				



1/10000

令和06年10月17日 14時58分

0 400m

建築基準法 51 条ただし書許可を必要とする理由書

〔事業所の概要・許可を必要とする理由〕

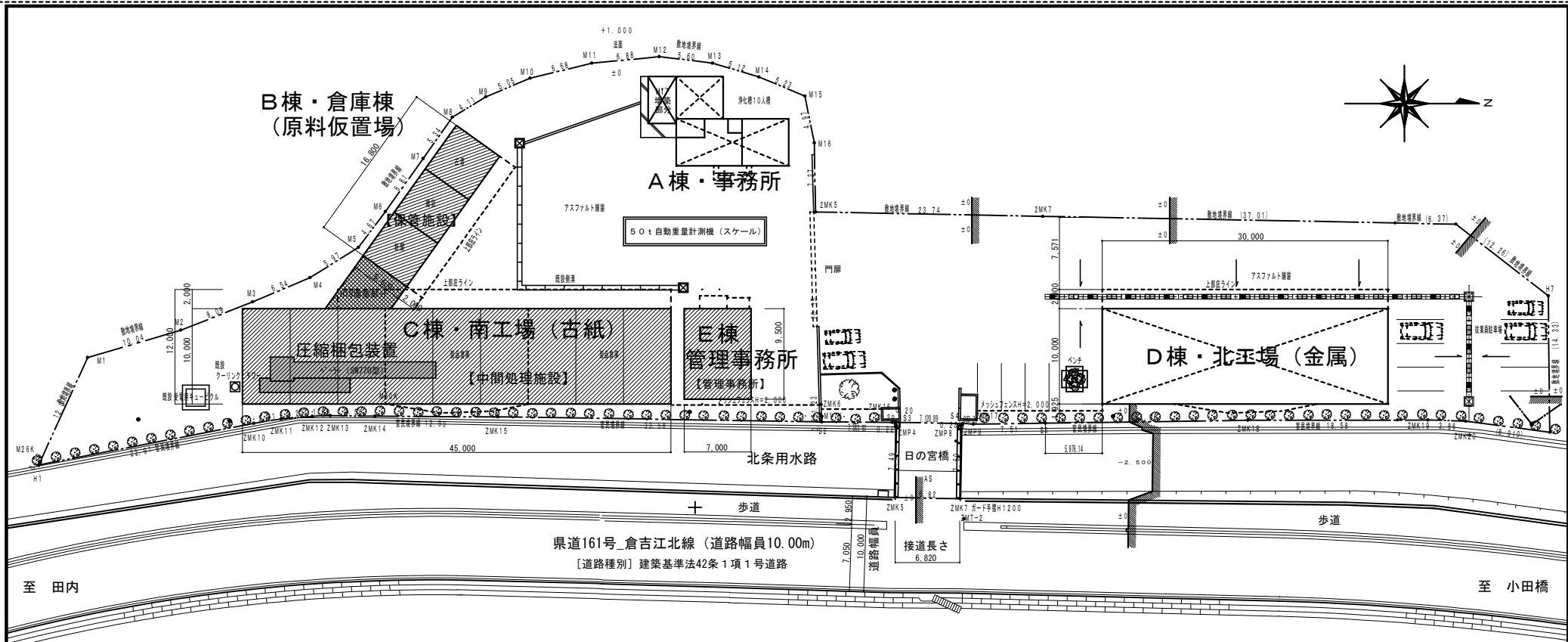
倉吉資源リサイクル事業協同組合では、古紙、アルミ缶、スチール缶、古着（古繊維）といった「専ら再生利用の目的となる廃棄物（通称：専ら物）」および一般家庭から排出されるペットボトルを収集運搬し、平成 8 年から稼働している倉吉市小田地内（旧日ノ宮浄苑（し尿処理場）跡地）の倉吉資源リサイクル K センターで有価買取した専ら物及びペットボトルの処分（圧縮梱包）を行い再生原料として販売する事業を行っています。

現在の事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 54 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書の規定が適用される専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者及び廃掃法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定が適用される市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者のため、廃掃法の処理業の許可やマニフェストの運用が不要といった特例措置の対象となっています。

当組合では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（略して「プラスチック資源循環法」）の基本的な方針等を踏まえ、今後、プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応するため、使用済のプラスチックについても再生資源化に取り組むように現在稼働中の既設リサイクル施設の事業を継続しつつ、既存設備を用いて、企業や一般家庭から排出される廃プラスチック類（産業廃棄物、一般廃棄物）を受け入れて、リサイクル可能なものを圧縮梱包し、再生プラ原料として販売する事業を行えるように産業廃棄物処分業、一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の廃掃法の許可を受けて事業を行うように計画しています。

既設事業所の敷地は、倉吉都市計画区域に位置しており、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の用途に供する建築物の敷地については、建築基準法第 51 条の規定によって、その敷地の位置が、都市計画で決定している場合、又は、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可を得なければならないことと定められています。

ついては、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）は建築基準法第 51 条の適用を受ける特殊建築物の用途となることから、再生資源の収集及び再資源化に携わるリサイクル事業者として循環型社会の構築、環境保全に寄与することを目的に都市計画決定していない既設リサイクル施設の敷地で、既存設備を用いた一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の事業を行うようにするため、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可を受けて、積極的にプラスチックをめぐる資源及び環境の課題を解決する取り組みに努めるものです。



配置図 1 : 3 0 0

建物概要・面積表

地名地番：鳥取県倉吉市小田字日の宮3番地

※【用途地域】指定なし 【その他区域等】土砂災害警戒区域、一部土砂災害特別警戒区域

敷地面積	4,559.00㎡ ※敷地面積は、土地登記情報による						
法51条許可	申請以外	申請部分			申請以外	申請部分	合 計
棟 数	1	2			3	4	
棟名称等	A棟 事務所	B棟 倉庫棟（原料仮置場）		C棟 南工場	D棟 北工場	E棟 管理事務所	
構造規模	木造平屋建	鉄骨造平屋建		鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	
建築確認	H8+H17増築	H8	H19増築	計	H8	H17	R2
建築面積	97.51㎡	110.88	31.41	142.29㎡	480.00㎡	330.00㎡	66.85㎡
床面積	94.60㎡	94.08	31.41	125.49㎡	450.00㎡	300.00㎡	66.50㎡
最高高さ	4.400m	5.250m		8.500m	8.510m	3.800m	
最高軒高	3.300m	5.100m		8.200m	8.200m	3.550m	

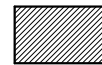
【備 考】 ・B棟とC棟は、平成19年増築時にくつき増築となっているため建築基準法上は同一棟で扱う。
・A～C棟及びE棟の面積は、E棟新築時の令和2年確認申請図書に記載によるもの。
・D棟の面積は、平成17年確認申請図書の記載によるもの。

【法第51条ただし書許可の申請部分について】

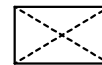
・一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）として廃掃法第8条の設置許可対象の建築物となり、法第51条の適用を受ける特殊建築物への用途変更となるB棟・C棟、E棟とする。

【建築確認情報】

- ①平成8年にA棟、B棟、C棟の新築
（確認済証）平成8年2月5日付第H07認建倉吉000831号
- ②平成17年にA棟の増築とD棟の新築
（確認済証）平成17年7月19日付第H17確認建築鳥取県庁00048号
（検査済証）平成17年10月25日付第HP0805-0237号
- ③平成19年にB棟とC棟を同一棟とする増築
（確認済証）平成19年2月14日付第HP08-0026085号
（検査済証）平成19年3月29日付第HP08-0031777号
- ④令和2年にE棟の新築
（確認済証）令和2年10月5日付第2020確認建築倉吉市000032号
（検査済証）令和3年1月22日付第2020確認建築倉吉市000044号



法51条ただし書許可申請対象の建物を示す。
（廃掃法の施設設置許可対象）
【○○○】…廃掃法の処理施設設置許可対象の建物用途を示す。



法51条ただし書許可申請対象外の建物を示す。
（廃掃法の施設設置許可対象外）

DRAW CHIEF HEAD

倉吉資源リサイクル事業協同組合Kセンター

工
事
名

図
内
容

配置図（建築基準法第51条ただし書許可申請書添付図書）

制
定
日
付

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

倉吉資源リサイクル事業協同組合Kセンター（周辺状況）

	（小田橋から撮影） 周辺、立地の状況 C棟・南工場 D棟・北工場
	道路状況 県道 161 号倉吉江北線 幅員 10.00m（車道 7.05 m、歩道 2.95m）
	道路状況 県道 161 号倉吉江北線 幅員 10.00m（車道 7.05 m、歩道 2.95m）

倉吉資源リサイクル事業協同組合Kセンター（既存施設の状況）

【B棟・倉庫棟（原料仮置場）、C棟・南工場（古紙）、E棟・管理事務所】



建物の状況（道路側）

C棟・南工場

E棟・管理事務所



建物の状況（敷地内側）

B棟・倉庫棟

C棟・南工場

E棟・管理事務所



建物の状況（敷地内側）

C棟・南工場

自動重量計測機（スケール）

倉吉資源リサイクル事業協同組合Kセンター（既存施設の状況）

【C棟・南工場内 圧縮梱包装置（ペーラー SW770 型）の状況】



C棟・南工場内
圧縮梱包装置の状況

〔処理施設の種類/廃棄物の種類〕

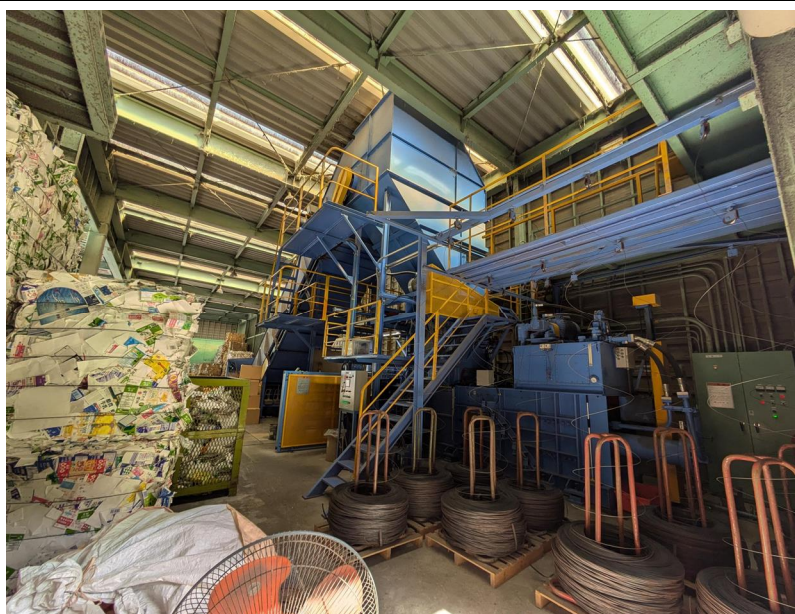
一般廃棄物処理施設/ごみ処理施設/廃プラスチック類の圧縮梱包施設

〔処理能力〕

172.16トン（21.52トン/時間
×8時間/日）



C棟・南工場内
圧縮梱包装置の状況
（高さ 5.8m）



C棟・南工場内
圧縮梱包装置の状況

[根拠法令]

○建築基準法（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 （略）

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、…（中略）…の規定を準用する。

3 及び 4 （略）

○建築基準法施行令（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第三百三十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二 （略）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（一般廃棄物処理施設）

第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

2 （略）

○都市計画法（抜粋）

（都市施設）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 及び 二 （略）

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四 及び 十四 （略）

